

社会福祉法人 和香会

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和香会（以下「法人」という）の役員および評議員（以下「役員等」という）の報酬および実費弁償等について必要な事項を定める。

(理事会および評議員会への出席費用)

第2条 役員が理事会に出席したとき、および評議員が評議員会に出席したときは、別表1により出席費用を支払うことができる。

(役員等の報酬)

第3条 役員の職務執行の対価として、年間総額500万円以内で、評議員会によって承認された収支予算に従って報酬を支給することができる。

2 理事長および副理事長（業務執行理事）が、法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

3 役員等が、理事長の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

4 監事が法人および事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 本条の業務執行にあたり交通費が必要となるときは、実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員および評議員が、法人業務のために出張する場合は、「社会福祉法人和香会役員、評議員および職員の旅費規程」により報酬および旅費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員および評議員は、第2条の規定を適用しない。
ただし、兼務職員の公休日に出席する場合を除くものとする。

(改 正)

第6条 この規程を改正する必要があるときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成23年5月26日から施行する。

2 この規程は、平成29年6月16日から一部改正のうえ施行する。

別表 1（第 2 条関係）

名 称	報酬日額
理事会出席等	5,000 円
評議員会出席等	5,000 円

※ 各会議等の所要時間 3 時間以内を標準とする。

別表 2（第 3 条関係）

名 称	報酬日額	交通費
役員および評議員（注 1）	10,000 円	実費弁償額
監事監査指導報酬等（注 2）	5,000 円	同上

（注 1）各業務等の所要時間 8 時間以内を標準とする。

（注 2）税理士または公認会計士等の場合は、別途業務委託契約による。
監査指導等の所要時間 3 時間以内を標準とする。